

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（都市計画税）</span>		
要望項目名	農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農と住の調和したまちづくりに係る新たな地区計画制度を創設し、当該区域内の農地に対して田園住居地域と同等の規制制度を設ける。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記規制が適用される農地について、田園住居地域と同等の、300㎡を超える部分に係る土地の価額について類似宅地の価額を基準として求めた価額から造成費相当額を控除した価額の2分の1とする減価補正を行う評価を適用する。</p> <p>また、この規制が適用される三大都市圏特定市の市街化区域農地について、不動産取得税の徴収猶予の特例措置を適用する。</p>		
関係条文	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地方税法附則 § 19 の 2 の 2 地方税法附則 § 12</span>		
減収 見込額	[初年度]	－（－）	[平年度] ▲ 4.7（－）
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1） 政策目的</p> <p>より小さなエリアでの機動的な都市農地の保全を促進し、もって良好な都市環境の形成を図る。</p> <p>（2） 施策の必要性</p> <p>平成27年に都市農業振興基本法が成立し、平成28年に都市農業振興基本計画を閣議決定した。これらを受け、営農環境と居住環境の両立を図るべく、平成29年度に都市計画法を改正し、農地と住環境の保全の両立に資する用途地域の新たな類型として、田園住居地域を創設した。</p> <p>都市農業振興基本計画においては、まちづくりと連携した制度の検討が必要であること、都市計画制度の充実を図ること、三大都市圏特定市以外の地域においても、地域の実情に応じて活用される制度とする必要があること等が謳われており、用途地域の創設はそれらの要請に対応したものであった。田園住居地域制度は、三大都市圏特定市の1割程度が指定の検討を行っており、特定市以外においても具体的な指定に向けた検討が進められている。</p> <p>一方、令和元年7月に公表された都市計画基本問題小委員会中間とりまとめにおいて、現存する緑地や農地を保全することは、市街地の拡散や管理放棄地化の抑止に資するものであるとの観点から、緑地や農地の保全につながる制度の活用を引き続き積極的に促進するとともに、地域特性に応じてより細かに活用できる仕組みについても検討すべきとされたところである。</p> <p>このため、新たに農地保全に係る地区計画制度を創設することとし、関連する税制措置を要望するもの。</p> <p>関連制度の検討状況：「都市計画法の改正」</p>		
	ページ	3—1	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	3—2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 業績指標 23 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量
	政策の達成目標	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量 (令和2年度: 14.1 m <sup>2</sup> /人)
政策目標の達成状況	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量 (平成28年度: 13.3 m <sup>2</sup> /人)	
有効性	要望の措置の適用見込み	毎年10箇所を指定。指定面積については以下のとおり。 特定市: 4ha(うち農地面積 2ha) 一般市: 6ha(うち農地面積 5.4ha)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、三大都市圏特定市だけでなく、一般市における農と住の調和したまちづくりが促進され、もってコンパクトシティの実現と良好で緑豊かな都市環境の形成が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	都市農業振興基本計画及び都市計画基本問題小委員会中間とりまとめを踏まえ、都市農地の保全による農と住の調和したまちづくりの推進を進めるためには、地方公共団体による取り組みが不可欠である。地区計画は797市町村7,375地区(平成29年度3月時点)で活用されている制度であり運用になじみがある制度であり、市街地の状況に応じてきめ細やかに活用することができることから、本要望により農と住の調和したまちづくりを一層推進することが可能となる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 28 年度：都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置</p> <p>平成 29 年度：生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充</p> <p>平成 30 年度：都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置</p>